

# 三重労使雇用支援機構規約

## 第1章 総則

(名称)

第1条 本機構は、三重労使雇用支援機構と称する。

(事務所)

第2条 本機構の事務所を津市丸之内養正町4-1 森永三重ビル3階に置く。

(目的)

第3条 本機構は、労使が相協力して雇用支援の事業等を効果的に行い、地域の雇用の安定と促進を図ることを目的とする。

(事業)

第4条 本機構は、前条の目的を達成するため、地域労使雇用支援事業その他本機構の目的を達成するために必要な事業を行う。

## 第2章 組織

(構成団体)

第5条 本機構は、次の団体により構成する。

- (1) 三重県経営者協会
- (2) 日本労働組合総連合会三重県連合会

(役員)

第6条 本機構に、代表、副代表並びに監事を置く。

2. 代表は本機構を代表し、その業務を統括する。
3. 副代表は代表を補佐し、代表事故あるときはその職務を代理する。
4. 監事は会計を監査する。

(運営委員会)

第7条 本機構に、構成団体の実務担当者で構成する運営委員会を置く。

2. 運営委員会は、事業実施計画その他、事業運営に必要な事項について協議決定するとともに、財産、会計並びに業務執行状況等について管理・指導・指示する。
3. 運営委員会の委員長は委員の互選により決定する。
4. 運営委員会は、委員長が必要と認めるときに随時開催する。

## 第3章 事務局

(設置等)

第8条 本機構の事務を処理するため、事務局を設置する。

2. 事務局には、事務責任者、コーディネーター及び、必要により事務補助者を置くことができる。
3. 事務局の運営等に係る事項は別に定める。

## 附 則

1. この規約は平成21年5月25日から施行する。
2. この規約に定めるもののほか、本機構の運営に必要な事項は、運営委員会で決定する。

以 上